

会 議 記 録

会議名称	令和3年度杉並区産業振興審議会 第2回計画改定検討部会
日 時	令和3年10月27日（水）午後3時00分～午後4時39分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	委員 金子、坂井、佐藤、塩沢、田原、内藤、横山 区側 産業振興センター所長、産業振興センター次長、事業担当課長、 管理係長、管理係主査、商業係長、商業調整担当係長、観光係長、 観光係主査、就労・経営支援係長、都市農業係長
配付資料	【配布資料】 資料1 令和3年度杉並区産業振興審議会 第2回計画改定検討部会 席次表 資料2 杉並区産業振興計画改定 答申素案 資料3 改定後の計画の取組内容等について（たたき台）
会議次第	1 開会 2 議題 （1）答申素案について （2）改定後の計画の取組内容等について 3 連絡事項 4 閉会

○部会長 ただいまから令和3年度第2回の計画改定検討部会を始めます。

8月の第1回の部会では、計画改定に向けた方向性や体系といった大枠について議論しましたが、本日は、審議会として区へ提出する答申の中身や計画の取組内容について、議題となります。前回同様、有意義な議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、定足数の確認や会議録の作成、配付資料の確認について、次長からお願いいたします。

○産業振興センター次長 本日もよろしくお願いたします。

まず、定足数の確認でございますけれども、本日も部会員全員の方がご出席いただいておりますので、杉並区産業振興審議会条例に基づきまして、部会の開催を成立というふうにさせていただきます。

また、毎度のことでございますけれども、会議録作成のため、本日の会議の内容は録音させていただきます。会議録は後日、発言された委員のお名前を伏せる形で公開する予定でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

お手元に、本日の次第と、資料の1から3がそろっているか、ご確認ください。資料1につきましては、A4のぺら1枚、席次になっておりまして、資料2が計画改定の答申素案のA4のホチキス留めのものになります。資料3につきましては、A3の縦長の、「改定後の計画の取組内容等について（たたき台）」となっております。

また、お手元に現在の産業振興計画等もご用意いただきたいと思いますけれども、資料は大丈夫でございますでしょうか。

それでは、次第のほうを進めさせていただければと思えます。金子部会長、よろしくお願いたします。

○部会長 それでは、議題の(1)答申素案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 それでは、答申素案についてということで、資料2をご覧ください。できればと存じます。

資料2、「杉並区産業振興計画改定 答申素案」ということで、この間の審議会での議論、また、前回の部会での議論を踏まえまして、事務局のほうでこのたび答申素案を作成させていただきました。

資料、1ページめくっていただきまして、まず、「はじめに」というところでございます。こちらにつきましては、この間、区から答申させていただいた経緯を記載させていただきます。

また、後ほどご覧いただきまして、何か気になるところがあれば、おっしゃっていただければと思います。

続きまして、次のページですね、1ページ目、計画改定に当たっての意見ということで、こちらも前回ご議論していただいた内容を記載させていただいております。

まず、基本的事項ということで、こちら、区のほうから前回お示しさせていただきました事項でございます。確認のため、少し読まさせていただきます。

(1)計画の位置付けということで、3点ほど、共通の指針となる計画にしていくということであったり、社会経済環境の変化に的確に対応した計画とする。また、都市農業振興基本法に定める地方計画を包含した計画とするということで、書かさせていただいております。

(2)は計画期間ということで、新たな総合計画等との整合性を図るため、9年間としています。

これを踏まえまして、審議会の意見を述べるということで、1番、本文に入っていきます。

1番、計画の体系についてということで、(1)目標、こちらにつきましては、前回ご議論いただいた内容を書かさせていただいております。新たな杉並区基本構想で示された地域産業分野における取組の方向性との整合性を図りまして、計画全体の目標については、「暮らしや環境と調和した杉並らしい地域産業を振興し、にぎわいと活力のあるまちをつくる」とさせていただきます。

(2)取組の方向性ということで、こちらも前回ご議論していただきましたけども、(1)の目標を実現するための取組について、以下のとおり、分野別に「取組の方向性」をお示し、総合的かつわかりやすい構成とするとともに、取組内容の関連性を考慮した順序で体系化しております。まず、【1】中小企業分野の取組の方向性でございますが、前回の部会の資料で示させていただいた文言を、少し肉づけさせていただいております。厚みのある文章にさせていただきます。中小企業分野につきましては、中小企業の経営力強化と創業の促進。【2】就労につきましては、就労支援と多様な働き方の推進。【3】商店街につきましては、地域に根ざした商店街の活性化。【4】観光・アニメにつきましては、杉並の

魅力を生かしたにぎわいの創出。【5】農業につきましては、多面的な機能を有する都市農業の保全ということで、それぞれ分野と取組の方向性を書かさせていただいてごさいます。

2ページに移っていただきたいと思います。

2ページ、(3)指標でございませうけど、指標につきましても、この間、少し審議会等で議論いただいておりますが、計画の指標設定に当たりましては、新たな総合計画・実行計画等との整合性を図るとともに、取組の進捗度を示すものとして適当で、かつ定期的・継続的に把握することのできる指標を設定すべきである。特に、経済センサスについては、調査年次が不定期であり、経年変化を適切に把握しにくいことから、これに替わる新たな指標を設定する必要があるというふうに答申素案のほうでは記載させていただきました。こちらにつきましては、後ほど、改定後の計画の取組内容についてということでお話しさせていただく際に、当該答申を受けまして、区のほうで、現在、こういった指標を考えていますというお話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

2番、各分野における取組についてということで、これ以降、それぞれの分野ごとに、現状とこれまでの取組、そしてそれを受けまして、今後の課題・意見といった内容を記載させていただいております。

現状とこれまでの取組につきましては、これまで審議会のほうに区から提出させていただきました取組の状況であったり、社会情勢の現状といった内容をベースに、記載をさせていただいております。

また、今後の課題・意見につきましても、これまで審議会の中でご議論いただいた意見等をベースに、事務局で記載させていただいております。

では、まず中小企業分野について、担当の海津課長からご説明させていただきます。

○事業担当課長 はい。中小企業分野、現状とこれまでの取組、簡単にこれまでの取組をご説明させていただきたいと思います。

産業振興センターでの商工相談に加えて、阿佐谷図書館において月1回中小企業診断士による経営相談会を実施してきた。また、平成27年度に区の中小企業資金融資あっせん制度を種類や利率等の改定により見直し・拡充したほか、30年度には限度額を引き上げるなど、中小企業の資金繰り、資金調達について支援を充実させてきた。

今回、新型コロナウイルスの感染症拡大により、中小企業の業績がかなり悪化してきているという状況があります。そんな中、令和2年3月、新型コロナウイルス感染症対策特例

資金を創設し、その時々状況に応じて、申込期間の延長ですとか融資限度額の引き上げなどを行うとともに、店舗家賃負担助成や環境整備支援助成、コロナ禍後の変容なども想定した新ビジネススタイル事業導入助成などを行い、売上が減少した中小企業の事業者の支援に努めてきたというふうな現状の取組でございます。

2点目、創業促進に関する取組。こちらのほうの取組に関しては、3ページ目以降になりますが、区は、平成26年10月より産業競争力強化法に定める「創業支援等事業計画」に基づき、産業団体や金融機関とともに、創業セミナー、商工・創業相談などの特定創業支援等事業を実施してきている。そのほか、この事業による支援を受けた創業者は登録免許税の軽減等の優遇措置の適用や、中小企業資金融資あっせん制度、また低利での融資あっせんを受けている。そのほか、あっせん制度については、平成30年度に限度額を1,500万から2,000万に引き上げる。そのほか、都の信用保証料の補助の併用を可能としてきたという取組を実施してございます。

なお、平成14年度から実施してきました阿佐谷キック・オフ/オフィスについては、区内の民間事業者によるコワーキングスペースやシェアオフィスなどの設置が進んでいることから、令和4年2月をもって廃止することとなっているという状況になってございます。

3点目、産業団体と区との連携による区内産業活性化への取組についてでございますが、平成25年度から「すぎなみフェスタ」と同時開催している「産業フェア」、平成28年度創刊の区内産業情報誌「すぎなみ産」などにより、区内事業者や区内産業の魅力を周知・PRしてきた。また、平成25年度からは、異業種交流会を開催して、事業者間の交流の場を提供し、ビジネスチャンスにつながる事業の拡大・発展を図っているところでございます。

4点目、中小企業勤労者福祉事業に関する取組ですが、平成24年度から勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）を区単独で実施してきましたが、より効率的な運営とサービスの向上を目指すため、平成30年度に、豊島区、北区、荒川区の3区の共同運営による一般社団法人東京城北勤労者サービスセンターと区の勤労者福祉事業を統合し、4区による一般社団法人東京広域勤労者サービスセンター「フレンドリーげんき」により運営をしているという状況でございます。ただ現在、フレンドリーげんきに加入してから、参加事業所数と参加者数がちょっと減少しているという状況になってございます。

今後の課題・意見ですが、アフターコロナの中小企業に対する中長期的な支援ということで、中小企業にもたらす新型コロナウイルス感染症拡大の影響は中長期的に続いていくことが想定されていると。特に、区の新型コロナウイルス感染症対策特例資金を利用した

中小企業においては、その後の返済が課題となってくる。引き続き、これまでの中小企業資金融資あっせん制度や商工相談などについて、継続するとともに、産業団体、金融機関及び区が連携し、創業や新たな事業展開、業態転換、事業の承継など様々な経営課題の解決に向けた中小事業者の取組について支援していく必要があるというふうにしてまいります。

2点目、急速に多様化する中小企業の課題への対応ということで、デジタル技術の進展により、消費者のライフスタイルやニーズは多様化し、かつその変化はこれまで以上に急速になってきている。こうした変化に対応した経営を行うため、商工相談やアドバイザー派遣による専門的な支援を継続的に実施していくとともに、大学や研究機関等との連携の推進などの取組が求められる。

また、事業主の高齢化や後継者不足などが進み、事業承継が喫緊の課題となっている中、従来の家族・親戚への承継といった枠組を超え、M&Aなども視野に入れた事業承継への支援策について検討していく必要があるとしてまいります。

3点目、地域ににぎわいをもたらす創業への支援。区内創業者への支援については、引き続きこれまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度による運転資金・設備資金への低利での融資を実施するとともに、「資金繰り、資金調達」や「顧客・販路の開拓」など、多面的な課題解決に向けて支援し、安定した経営の継続を図る必要がある。と。また、令和4年2月で阿佐谷キック・オフ/オフィスを廃止することから、商店街の活性化策などを含めた区内創業者への支援の充実が求められるということでございます。

4点目、中小企業勤労者福祉の拡充ということで一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター「フレンドリーげんき」の区内の会員数は減少傾向にあるため、杉並区独自のサービスを拡充するとともに、周知・PR方法を工夫し、区と同センターで連携を図りながら会員数の増加に努めていく必要があるということでございます。

次、2番目の就労分野ということで、現状とこれまでの取組成果について、簡単にご説明します。

「就労支援センター」では、平成24年度の開設以来、厚生労働省東京労働局、新宿公共職業安定所が、雇用・産業施策等を一体的に実施するとともに、福祉関係部門と連携して、求職者へ伴走型の支援を行ってきている。平成25年度には、ジョブトレーニング室を開設したほか、平成26年度に、あんさんぶる荻窪へ移転した。その際に、生活自立支援窓口、いわゆるくらすぽというところになりますが、そこと連携を強化してきたという実態がご

ございます。

平成30年度には、ウェルファーム杉並への移転に伴い、ワークルールの設置や各相談窓口の同一フロアの配置によってサービスを拡充してきたという状況でございます。

就労に困難を抱える方が、利用者人数が、日本経済の緩やかな回復基調を受けて減少傾向にあったんですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、大幅にこの需要が増えたということになってございまして、前年度比で21%増の1,821人となり、就労準備相談等から就職に至った人数についても、前年度比で52%増の175人になったという状況になってございます。

2点目、区内事業者と求職者とのマッチングに関する取組でございますが、平成27年度から中野区やハローワーク新宿と連携して、「保育のおしごと就職相談・面接会」を実施してございます。

そのほか、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」を28年度から実施して、保育分野に特化したサイトを開設したほか、令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、特別求人（「急募」「日払い」等）といった検索システムを構築して、人手不足の解消と求職者の早期就職・収入確保に努めたという取組を行っております。

3点目、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組ということで、平成21年に次世代育成支援対策推進法が改正されたことによって、101人以上の従業員がいる事業者については、様々な一般事業主行動計画が義務づけられたほか、100人以下の企業についても努力義務が課せられたという状況でございます。こういったことから、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組が広く求められることとなったというところになってございます。

そのため、区では、区主催または都との共催等による事業者や勤労者を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーですとかメンタルヘルス等に関するセミナーを実施してきたという状況でございます。

今後の課題・意見になりますが、まずは就職に困難を抱える方への支援ということで、就労支援センターにおける伴走型の支援により、様々な課題を抱える人たちの就職につながっているという状況がありますが、今後も、コロナ禍による影響等を踏まえた上で、関係部署と連携しながら多様な就労ニーズに応じたきめ細やかな就労支援を継続していくとともに、就労に様々な困難を抱える人たちが安心して働くことのできる場の開拓が求められる。

2点目、区内事業者と求職者とのマッチングに関する継続的な取組ということで、複数の区内事業者による交流・説明会や合同就職面接会は、求職者と区内事業者を直接結び付けることで、区内での雇用促進を図ることができるとともに、区内産業の活性化につながっていくことから、今後も継続的な取組が求められる。

3点目、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組ということで、令和元年の「女性活躍推進法」の改正により、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主についても、令和4年4月から同法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化され、働きたい女性の個性と能力を発揮できる労働環境が広く求められることとなった。誰もが健康で働き続けられるよう、引き続き勤労者に向けた心とからだの健康づくり等を支援していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性に対する事業者の認識を深めていくため、関連制度や実践方法等の情報を事業者へ提供する取組を充実することが求められるというふうにしてございます。

○産業振興センター次長 続きますので、3番目、商店街分野につきましてでございます。

現状とこれまでの取組成果でございますが、一つ目の丸ですね。こちら、主にイベント事業の支援についての取組内容になってございます。地域活性化の核となる商店街づくりに関する取組ということで、2段落目からですね。区では、平成24年度から「新・元気を出せ商店街事業」等を中心として、また平成30年度からは「新・元気を出せ商店街事業」を継承した「商店街チャレンジ戦略支援事業」や、地域団体との連携による「地域連携型商店街事業」等により、まちなぎわいに資する商店街のイベントを支援してまいりました。

ただし、新型コロナの影響によりまして、令和2年3月以降は多くのイベント事業が中止を余儀なくされておまして、令和2年度のイベント事業の支援というのは約40件と。これは、平成30年度、つまりコロナ禍前でございますけども、こちらは約120件ございましたので、そういった影響が最近は出ているといったことになってございます。

二つ目の丸、こちらは、主に商店街の設備や施設といったハードに関するような取組になります。安全・安心な生活拠点としての商店街づくりに関する取組ということで、7ページ目に移っていただきまして、2段落目、区は平成16年度から、商店街の防犯カメラの設置等に対して補助を開始してございます。令和2年度末までに累計662台の防犯カメラが設置されまして、地域の防犯対策に寄与してきたというふうにご考えてございます。

今後、防犯カメラにつきましては、新規の設置の需要のほか、耐用年数の経過による

更新へのニーズ等が増えていく見込であるというところでございます。また、環境に配慮した商店街づくりとしまして、区は、平成21年度から、装飾灯のLED化整備への補助を開始しておりまして、2年度末現在、LED化された装飾灯は累計3,779本、LED化率は98.7%となっております。

三つ目ですね。商店街の経営力・組織力強化に関する取組でございます。商店会数は平成26年度以降、130前後で推移してございますが、「令和元年度東京都商店街実態調査」によると、商店会役員の約3分の2が60歳以上となっております。商店会役員の高齢化が進んでいる状況でございます。

また、大型店の進出やチェーン店の増加のほか、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及など、商店街を取り巻く環境は大きく変化しているということで、昨年度行いました「杉並区産業実態調査」によりますと、インターネットショッピングを利用する区民の割合は76.1%。特に、40歳代以下の利用は90%以上ということで、非常に、若い方にとっては身近な形になっていると。さらに、キャッシュレス決済の種類も多様化してございまして、区民の81.6%がクレジットカードを利用しているほか、交通系電子マネーであったり、二次元コード・バーコード決済の利用も、それぞれ66.4%、29.2%というふうになっているというふうになってございます。

区では、こうした商店街を取り巻く環境の変化等に対応できる経営や組織づくりを支援するため、平成16年度から、中小企業診断士や消費生活アドバイザーなど、幅広い分野の知見を持つ専門家を商店街に派遣する「商店街アドバイザー派遣事業」などを実施してございまして、2年度までに延べ約70商店会へのアドバイザー派遣を行っているところでございます。

こうした現状を踏まえた上での今後の課題・意見ということで、4点ほど挙げさせていただきます。

一つ目、地域ににぎわいをもたらす商店街づくりということで、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きな影響を受けた商店街について、にぎわいを取り戻すため、一層の取組の強化が求められると。また、地域団体等と連携したイベント実施への補助など、引き続き、商店街のニーズに合った支援策を展開するとともに、活動力の低下している商店街などに対する新たなモデルとなる取組を行いつつ、今後の支援のあり方を検討していく必要がある、と。

二つ目、商店街施設・設備の老朽化への対応ということで、アーケードやカラー舗装な

どの商店街施設の老朽化に対しまして、安全性やにぎわいの向上の観点から、改修を適切に行っていくことは非常に重要である。また、防犯カメラや装飾灯などの設置や維持管理を着実にやっていくための継続した支援が求められる。

三つ目、商店街の後継者不足への対応ということで、商店会役員の高齢化が進んでおり、後継者不足の解消が喫緊の課題となっている中、例えば、創業促進策により商店街への新たな人材の流入を図るなど、持続可能な商店街づくりに向けて若い世代の参画を促す取組が求められると。

四つ目、商店街の経営力強化ということで、「商店街アドバイザー派遣事業」などにより、引き続き社会経済環境の変化に対応した商店街の経営力強化を図るとともに、商店街のデジタル化を推進するため、商店街の実情等に応じた取組を進めていく必要があるというふうにしてございます。

続きまして、4番目の観光・アニメ分野でございます。

現状とこれまでの取組成果でございますが、まず一つ目、杉並らしさを生かした来街者の誘致に関する取組ということで、平成25年度から、区内産業団体、企業、NPO、区等が協働して、「中央線あるあるプロジェクト」を実施し、JR中央線4駅を中心とした杉並の魅力をウェブサイトやSNS等により国内外へ発信してございます。中央線あるあるプロジェクトのFacebook「いいね」数は、平成25年度の開設から令和2年度末までで累計約9,900件となっております。

また、18年度から運営している区公式ウェブサイト「すぎなみ学倶楽部」では、区民ライターが様々な区の魅力を紹介しておりまして、2年度のページビュー数は10年前と比較して1.7倍の約79万件となっております。また、2年度には「なみすけInstagram」の運用を開始してございまして、写真を中心に区の魅力を発信しているところでございます。

ただ、こちらの観光事業につきましても、一時オリ・パラの関係で訪日外国人も増えていたのですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年の訪日外国人旅行者数は、令和元年比で約9割の減少というふうになってございます。令和3年におきましても、外国人旅行者数は上半期までで約9万6,000人ととどまっております。2年の状況をさらに下回るペースということで、区の来街者誘致に向けた取組にも大きな影響を与えているところでございます。

続きまして、二つ目の丸、アニメを活用した事業に関する取組ということで、9ページ

に移っていただきまして、平成17年に、区では杉並アニメーションミュージアムを開館してございます。この間、企画、展示や情報発信の充実や、インバウンドを見据えた多言語化に取り組んでおりまして、来館者数は、30年度には過去最高の約7万人、6万9,674人となりましたが、令和元、2年度は、コロナの影響により大幅に減少しているといった状況でございます。

また、アニメ制作会社の集積地であるという区の地域特性を生かしまして、平成29年度からは、中野区・豊島区及び各区の産業団体と連携いたしまして、「アニメ・マンガフェス」などのイベント実施や広域的な情報発信に取り組んでございます。

今後の課題・意見でございますが、二つ、挙げさせていただいております。

一つ目は、魅力発信事業の充実ということで、JR中央線4駅周辺をPRする「中央線あるあるプロジェクト」などを通じて、引き続き効果的な魅力発信に取り組んでいくことが必要であると。加えて、今後は京王線や西武線沿線など、他の地域におきましても、魅力あるイベントや各種史跡、特徴のある個店など様々な分野にわたる魅力を発信しまして、区内全域のにぎわい向上を図る取組が求められると。

また、区民の区への愛着心向上にもつながる「すぎなみ学倶楽部」の取組を充実していくことで、区民ならではの視点で区の様々な魅力を発信し、来街者の誘致を図っていくことが求められると。

さらに、杉並区の公式アニメーションキャラクター「なみすけ」を活用しまして、区の更なる知名度の向上や話題づくりに取り組むことも効果的であるというところでございます。

二つ目、アニメを活用したにぎわい創出の取組ということで、杉並アニメーションミュージアムについては、地域のにぎわい創出や経済活性化を期待できる観光資源であることから、経済活性化などの効果をより高めるため、引き続き移転場所を検討するとともに、デジタルを活用した展示や企画内容の充実などにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した来館者数の回復につなげていく取組が求められると。

また、引き続き近隣自治体及び産業団体との連携により、イベントや広域的な情報発信等を実施し、「アニメのまち杉並」の地域ブランド力を更に向上させることが求められるとしてございます。

○事業担当課長 次、5農業分野ですね。現状とこれまでの取組成果ということになりますが、10ページ目になります。

2段落目から、農業の維持・継続の支援として、平成26年度に「杉並区営農活動支援補助制度」及び「認定農業者制度」を創設しました。それぞれ、令和2年度末までに148件の補助と23名の認定を実施して、農業者の営農意欲を喚起するとともに、農業所得の向上を図り、農業経営が継続できるよう支援してきたところであります。しかしながら、農家戸数が減少を続けておりまして、令和3年4月現在、127戸の農家戸数となっております。10年前の平成24年4月の163戸に比べて、約22%減少しているという状況でございます。

区内農地の面積についても、令和3年4月現在、38.61ヘクタールとなっておりますが、10年前と比べて、21%ほど減少しているという状況になります。

「東京都農作物生産状況調査報告書」によりますと、令和元年の区内農業産出額は3億600万円となっております。こちらは平成22年度と比べて10%の減少にとどまっているという状況になってございます。

2点目、地産地消に向けた取組ということで、区内の農地では、少量多品目の農産物が生産されているという現状でございます。ただ、これについては、そのほとんどが庭先販売ということが多くなっているという状況になっておりまして、このほか、各種即売会や共同直販所による販売も行われている。区では、農産物直販マップや区ホームページ等を通じて、これらの販売情報の周知を行ってきたという状況になってございます。

「また、」以降になりますが、地産地消に向けた取組を推進するために、平成26年度に、地産地消推進連絡会を開催して、区内の農業者を紹介する「杉並農人」を創刊したという取組を実施してございます。

さらに、区内小中学校の学校給食に使用する「地元野菜デー」ですとか、農家による訪問授業を実施して、平成29年度に開園した上井草二丁目団体利用農園では、専門家の意見を聞きながら、学校給食の食材に向けた「杉並らしさ」を生かした新作物について検討を行って、江戸東京野菜の「のらぼう菜」の普及などにも取り組んできたという状況でございます。

三つ目、農業と福祉の連携（農福連携）に関する取組でございます。区では、平成31年度、23区初となる農福連携農園の整備と試験的作付けを開始しました。これは、区民ボランティアによる農作物の栽培ですとか、障害者施設等への区画の貸出などにより、高齢者・障害者等のいきがい創出ですとか健康増進などにつながる取組を実施してきてございます。なお、農福連携農園は管理棟の整備を今年3月までに終えて、令和3年4月に全面開園したという状況になってございます。

4点目、都市農業への理解を深める取組でございますが、2段落目のほうですね、区民農園の運営や農家が運営する団体利用農園への支援のほか、平成28年度に区内初の農業公園「成田西ふれあい農業公園」、平成29年度に幼稚園・保育園などの団体向けの収穫体験ができる農園「上井草二丁目団体利用農園」を開園しました。先ほどもご説明しましたが、令和3年度に新たに「農福連携農園」を全面開園して、区民が農にふれあう場を拡充し、「農業祭」や即売会などの開催により、杉並の農業の魅力を広くPRし、区民に農業への理解を促進しているという取組を実施しているところでございます。

今後の課題・意見については2点ございまして、都市農業の担い手の支援ということで、都市農地を保全していくためには、農家の担い手の確保が喫緊の課題となっている。農業収益の向上を図り、生業として成り立つことが必要不可欠である。そのため、農業者、農業関係団体、近隣自治体と連携し、国や都に対して効果的な支援制度について働きかけていく必要がある。また、農業の担い手に対する農業指導や新たな品種栽培指導などの農業者支援、農地利用状況調査等を継続的に実施することにより、農地を適正に管理していく必要がある。

さらに、消費者に近く、少量多品目型という杉並の農業の特徴を最大限に引き出すため、デジタル技術の活用による農作業の省力化や農産物の高品質化についても、情報収集及び研究を進めていく必要がある。

2点目ですが、都市農地の持つ多面的機能の発揮ということで、都市農地は、新鮮な農産物の供給という役割のほか、災害時の防災空間、環境保全、良好な景観の形成、農業体験・学習や交流の場など多面的な機能を持っており、この機能の発揮に向けて、引き続き農業者や農業関係団体と区が連携して取り組んでいく必要がある。特に、農福連携農園においては、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援などの継続した取組とともに、区民・地域と連携した活動により、都市農地の持つ多面的な機能をPRしていく必要があるとしてございます。

○産業振興センター次長 3番、最後でございますが、計画の推進に向けてということで、(1)事業者・産業団体・区との連携として、事業者、産業団体及び区は、「杉並区産業振興基本条例」に基づきまして、それぞれの責務を果たしていくとともに、共通の認識を持って相互に協力し、区内産業のPRや区内消費拡大の推進などによる産業振興を図っていくことが重要である。

また、各産業団体において、地域経済及びまちづくりに果たす役割を踏まえ、当該団体

への加入促進及び基盤強化を図り、団体活動の促進及び活性化に取り組むことが求められると。

(2)計画の進行管理については、改定後の計画を着実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行う必要がある。そのため、杉並区産業振興審議会において、定期的に計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、区内産業団体の意見を聴取しながら、計画の推進を図ることが適当であるというふうにしてございます。

以上が答申素案の中身になりまして、こちらにつきましては、先ほど、最初にご説明させていただきましたとおり、基本的にはこれまでの審議会の資料であったり、審議会または検討部会で頂いたご意見、そういったものをベースに作らせていただきました。

今後の流れでございますが、本日この答申素案につきまして、各委員の皆様からご意見を頂き、次回12月の検討部会のときに、その頂いたご意見に基づいて修正させていただいた部分をお話しさせていただいた後、12月の後半以降、審議会全員の方に、今こういう検討状況で答申案を考えていますということで、皆さんにもご意見を頂戴しながら、最終的に答申をまとめていきたいというふうを考えてございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

前回8月の検討部会で皆様から頂きました意見等も反映して作成した記載内容ですけども、ただいまの答申素案につきまして、ご意見やご質問等ありましたら、お願いいたします。

○委員 はい。現状とこれまでの取組の成果を分析して、今後の課題・意見ということで、非常に分かりやすい資料になっているかなというふうに思います。

ただ、今後の課題とか意見というときに、全体像としてはこういう感じだよというのはすごい読み取れるんですけども、例えばもうちょっと具体的なことを盛り込まなくていいんですか。それとも、これについてはこのぐらいでいいのか、ちょっとそこを教えてくださいんですけども。

○産業振興センター次長 今回、計画改定の答申につきましては、今後10年間の計画改定に当たって、どういうふうにしたらいいのかということ、区長から諮問をさせていただきました。それに対して審議会のほうで、答申という形で返していただいて、それに基づ

きまして、この後、次第の(3)でお話しさせていただく、区が答申を頂いて、実際どういった計画にしていくかという具体的なお話につながってまいります。

答申の段階で、あまり具体的なことに踏み込んで書くというのは、合意を取っていくのも難しいというのもございますし、10年を見たときに細かい部分まで記載するのは難しいのかなというところもありまして、今の記載としては、若干、ふわっとしたというんですかね、そういった部分になるのは致し方ないかなと。ただ、区としましては、この答申を受けて計画を実際つくっていくプロセスにおきましては、具体的なお話をもっとさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員 はい。ありがとうございます。

これを読んでいると、検討していく必要があるとか、支援の充実が求められるとか、ふわんとしていて、非常に、つかみどころがないなというような文章かなと思ったんですけど、まあ、そういったお考えであれば。

これは指針であって答申なんで、やっぱり具体的にどういうことをどういうふうにしていくかということのほうが、私は大事だと思うんですね。ですので、今回の資料についてはこれでよろしいかなというふうに思うんですけども、やっぱり具体的に何をしていって、ここでも最後に書いてありますけど、それを実際試みて、確認して検討していくということが大事なのと、やっぱり9年とか8年というのは、かなり、時代の流れというのは今非常に大きく変化すると思うんですね。今はこれでいいよと、確かにいいかなと思うけど、じゃあ4年後どうだったと。やっぱり、時代もいろんなことが大きく変わっている。そこで、検証を改めてしていくということが一番大事なのかなというふうに思います。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 はい。商店街のほうのことをちょっと、意見があるんですけど。今、指摘があったんですけど、取組が求められるとか進めていく必要があるとか支援が求められるとか、そういう形になっているんですけど、じゃあ、その取組を進めていく必要があるとすれば、区として、継続してどういう体制でそれぞれやっていかれるのかなというのが、ちょっと伺いたいんですね。

これ、10年計画ですから。まあ、実質9年ということですけど。今の我々民間と違って、行政というのは、組織の人員が替わっていくわけですね。年度、よく担当者もいろいろ

替わっていますので、しっかりこの取組を継続していく体制をどのように考えているかなと思うんですね。答申案の筋とは違う質問なんですけど。

○部会長 重要なお指摘ですので、継続の体制につきまして、次長からお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。ご質問ありがとうございます。

本題に入る前に、先ほどのお話にもありましたけども、答申につきましては、審議会のほうから区に対して返していただくものでございますので、表現が「こういう必要がある」とか「求められる」というのは、あくまで審議会の立場の方たちが区に対して、こういうことをしたほうがいいよということで返していただくということで、こういったトーンになってございます。

これを受けまして、次の資料3のほうで、区が実際にそうした課題にどうやって今後10年向かっていくのかというところで、またご説明、この後、後半でさせていただいて、区としてはこういったことをやっていくと。

また、今、お話がございました、体制のお話でございますが、こちらについては、答申素案の最後、計画の推進に向けてというところで、事業者、産業団体、区との連携、あと、計画の進捗管理ですね、こういったものをしっかりしていくことが重要であると記載しております。そして、確かに区の担当者は数年置きに異動がありまして、そのときの例えば担当者の思いでというのがないようにというんですかね、計画というのはそういうものではなくて、もっと長いスパンで見たときに、区として計画的にこういうことをやっていく。人が替わったから別の事業をやりませんではなくて、区としてしっかり、10年をかけてこういう取組を計画的に進めていくというのがまさに計画をつくる意義でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

ただし、計画をつくって、じゃあ終わりかという、そうでもないんですね。今度は人がそこに魂を吹き込んでいかないといけないので、そういったために、この計画の進捗管理、しっかりと審議会にご報告、進捗をお話しさせていただいた上で、例えば足りない部分とか、そういうところはお指摘を頂いて、私たちも足りない部分についてフォローしていきたいというところで、まさに今、この計画を立てる段階ですので、計画をしっかりと立てて、あとは組織として、それを進行していく、着実に実行していきたいというふうに考えているところです。

○委員 はい、分かりました。これ、一番最後に書いてある進行の管理というところですね。

○産業振興センター次長 そうですね。先ほどお話しいただきましたように、取り組んでいく中では、いろいろ不都合というんですかね、時代に合わなくなってくるということも度々出てきますので、そこは継続的に見直しをしていくと。それも併せてやっていきたいというところで、最後のところに記載させていただいているというところでございます。

○委員 定期的に点検・評価というふうに入っていますけど、それも具体的に、じゃあ何年ごとにその点検をやったり、評価をするというのも、まあ、今後、具体的にその形を見えるようにしておいてもらえると、我々もこの審議会に参加する上でいいかなと思いますので、お願いします。

○部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 総論的には、よくまとまっているなという感じではあるんですけど、ちょっと気になったのが、現状とこれまでの取組というのは非常によくまとまって。当然今までやってきたことだから、まとまっているのは当たり前なことなんですけど、各分野での今後の課題と意見というところで、あまり新しいものがないなというような印象がすごく強くて、これまでやってきたことを継続するよみたいなのが多いというか、文章の中に出てきていない。多分あるんだと思うんですけど、ただふわっと書かれちゃっているから、どれが新しいやつだとかというのがないんで、その辺をもうちょっとそういう書き方をしてもらおうと、これから10年先、世の中が変わっていく中で、区もこういう施策を変えるんだみたいなのが、はっきり出るのかなというような気がして。これだと、何か今までやっていたのを10年後もやるよというふうな——印象ですよ、あくまで。内容を詳しく全部精査していないので分からないんですけども、もうちょっとその辺を、今までこうだったけどこうなるからこうしようとかというのが、ちょっとでも入っていると分かりやすいなというような気が。というか、読む人に説得力があるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○産業振興センター次長 そうですね、答申につきましては、審議会から、区長、区に提出をされるものでございます。

これを実際、この後の計画に区のほうで落としとしていきまして、資料3には、重点でやっていく取組であったり、新規でやっていく取組を分かりやすく記載しているんですけど、区のこの計画につきましては、広く区民の方にも見せていくような計画になりますので、当然そういう部分は分かりやすく、見栄え的にもよくつくっていくんですけど、答申案につき

ましては、あくまで審議会から区に頂いて、それを区民の方に公表していくようなものではないので、文章で書かさせていただいているだけになっていまして、この後、計画をつくっていくときには何が新しくなって、何を重点でやっていくかというのを、例えば写真とか絵とかを入れて、より分かりやすく伝えていくと。そういったことは当然していきたいと思いますが、答申案につきましては、あくまで内部的なものというんですかね、区民の方に見せていくようなものではないので、そうした書きぶりになっているというところでご理解いただければというふうに思います。

○委員 まあ、その辺のことは理解しているつもりではいるんですけども。そうですね。はい。そういうお考えであれば、もう、それでよろしいかと思います。

○部会長 その他、いかがでしょうか。

(なし)

○部会長 では、ないようでしたら、次の具体的な計画の取組内容につきまして進みますので。

では、続きまして、議題(2)の改定後の計画の取組内容等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、資料3に沿いまして、現在考えている改定後の計画の取組内容等について、たたき台ということでご説明させていただきます。

先ほど来質疑をさせていただいておりますけども、答申というのは審議会から区に出していただくものになりまして、その答申を受けて、区でこういった取組をやっていきたいということで計画をつくっていくというような流れになってございます。

それでは、たたき台についてご説明させていただきます。1ページ目、一番上に書いてございます見直しのポイントというところからご覧いただければと思います。

まず、各分野における個々の取組内容に応じた取組の方向性を示す。これは、答申素案でもご説明したとおりでございます。例えば、【1】番の中小企業分野につきましては、中小企業の経営力強化と創業の促進。【2】番、就労分野については、就労支援と多様な働き方の推進と。こういった取組の方向性を示した上で、具体的な取組内容を記載していくというところがございます。

二つ目のポチ。現計画の取組内容を継承することを基本とし、新たな総合計画・実行計画等との整合性を図るとしてございます。

下の表、左側に改定後の計画の取組内容、右側に現計画の取組内容を記載してございま

す。これ、ぱっと見た感じですけども、何か項目が減っているように見えまして、区がやることが少なくなるんじゃないかみたいなふうにとられるかと思うんですけども、今お話ししましたように、取組内容は継承することを基本としてございまして、後ほど各分野の細かい取組内容はご説明させていただくんですが、事務局として今考えているのは、現計画の取組内容が改定後の計画の取組内容で、全くなくなるという取組についてはないというふうに考えて、整理してございます。

ただ、見え方ですね。取組内容の項目数が減っているという部分につきましては、重複していた内容、これにつきましては整理統合をしまして、より分かりやすく記載をしたいというふうに考えてございます。そういった関係で、少し項目数は減っているんですけども、内容については基本的に継承することを原則として、計画案というのを考えてございます。

また、複数分野にまたがる取組、例えば現計画、右側ですね、現計画の取組内容の目標【1】の⑤や⑥、⑰といったグレーの文字で記載している部分なんですけども、「すぎなみフェスタ」と連携した区内産業のPRというのは、新しい計画の、【1】の中小企業分野であったり、【4】の観光・アニメ分野、また【5】の農業分野、それぞれにわたった記載が一つにされていたんですけど、今回、分野ごとに記載していくということで考え方を整理していますので、それぞれの分野に、この【1】の⑤で書いてあることが吸収されていくと。そんなイメージで捉えていただければというふうに考えてございます。

見直しのポイントの三つ目のポチですね。各分野において、特に重点的に進めていく取組内容を設定しまして、分野別指標との整合性を図る、と。分野別指標につきましては、後ほど最後に少し説明をさせていただきたいと思います。それぞれの分野に赤字で重点とか拡充とか継続とか一部見直しとか、そういった表現をさせていただいておりまして、それぞれの分野ごとに重点的に取り組んでいく取組等を設定しているというふうになってございます。

それでは、分野ごとに詳細をお話しさせていただきたいと思います。2ページ目、まず中小企業分野をご覧いただきたいと思います。

こちらの表は、一番上に見直しのポイントを書かさせていただきまして、下の部分、右側に現計画の取組内容の番号、それがそれぞれ何に対応しているか、左側の新しい計画内容の何に対応しているのかを示したものになります。

それでは、【1】中小企業分野につきまして、担当の海津課長からご説明させていただ

きます。

○事業担当課長 はい。まず、見直しのポイントをご覧ください。取組①について、区内事業者の様々な経営課題を取り扱う商工相談窓口を強化するとともに、引き続ききめ細やかな経営アドバイスにより中小企業を支援していくということで、①番の商工相談窓口については重点的に行って、継続的に実施していきましょうというふうにさせていただいております。

2点目、取組の⑤についてですが、これまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度による創業支援に加え、新たに創業当初に必要な経費の一部を支援することで、区内の創業を促進するとともに、創業者による空き店舗の活用や商店街への新規加入を促進することで商店街の活性化を図るということとしております。こちらのほうも重点としております。

そのほかにも、取組の④、ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大というところでございますが、杉並区内外の業種の異なる様々な事業者が、ビジネスの情報交換や人脈づくりを行い互いの経営資源を結びつけ、新たなビジネスチャンスにつなげることができるよう、異業種交流会を産業団体と区が連携して開催します。また、都や関連団体などが開催する産業交流展やビジネスフェアなどにおいて、より多くの区内事業者の製品等を紹介しますといった形で、取組の内容についても、一部拡大している内容もあったり、取組⑥の部分ですね、産業団体等との連携による区内産業の魅力の発信と分析ということで、区内事業者の優れた技術や製品を紹介する「機関紙」等によるPR活動の充実や、大学や研究機関等と連携して新商品や新サービスの開発事業等に取り組む事業者への支援など、産業団体等と連携して区内産業の魅力を高め、発信していくといったところについても、継続しながら充実も図っていききたいというふうに考えてございます。

たたき台としては、中小企業の経営力強化と創業の促進というところで、重点的に取り組む内容と拡充をしている内容について、簡単にご説明させていただきました。

2点目、就労分野ですね。就労支援と多様な働き方の推進ということで、取組自体は四つあります。見直しのポイントとしては、取組①②についてですが、就労支援センター若者就労支援コーナー（すぎJOB）において、就労準備相談から就職後の定着まで相談者に寄り添った伴走型支援を引き続き実施することにより、就労に様々な不安や問題を抱えている方の就職につなげていくということにしてございます。

取組③について、福祉等関係部署や区内学校等との連携した就労支援を引き続き実施し

ていくと。

取組④については、身体的・精神的など様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結びつかない人に対して、生活自立支援窓口や福祉部門等と連携して利用者情報を共有しつつ、就労準備訓練・社会適応力訓練を適切に行います。重点的に取り組んでいくものは、取組①②③④ということになってございますが、これまでも伴走型で実施してきた就労ということを引き続き重点的に取り組んで、就労につなげていきたいというふうに考えてございます。

○産業振興センター次長 それでは、4ページ目、【3】の商店街分野でございます。

見直しのポイントでございますが、取組の①と②、こちらは、主にイベントへの支援になってございます。取組の①と②について、東京都の補助を活用した「商店街チャレンジ戦略支援事業」につきましては、多くの商店街イベントの実施等に幅広く利用されてございます。一方、これまでこの10年間取り組んできました、区の単独補助である「チャレンジ商店街サポート事業」や「地域特性に合った商店街支援事業」、「商店街若手支援事業」については、いずれも申請数が減少傾向でございまして、東京都の動向も見ながら、引き続き商店街と意見交換等を行いながら、商店街のニーズに合ったより適切な支援内容の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

取組の①につきましては、地域ににぎわいをもたらす商店街づくりの推進ということで、イベントの支援ですね、そういったものについて記載してございます。

取組の②番が、地域団体等との連携による地域の活性化ということで、商店街が町会や自治会・NPO、近隣商店街などと連携しまして、地域のニーズに対応して商店街を含めた地域一帯のにぎわいの創出に向けて行う取組を支援していくことで、地域の活性化を推進していきたいと。

イベント事業については、主にこの取組の①と②の二本柱で進めていきたいと考えてございます。

続きまして、取組の③④、こちらは主に施設や設備のハード部分の取組になりますが、取組の③④について見直しのポイント・二つ目のポチ、取組③④について、アーケードやカラー舗装など商店街施設の改修を支援し、商店街の利便性やにぎわいの向上につなげるとともに、防犯カメラや装飾灯などの設置や維持管理を支援し、安全・安心で環境にやさしい商店街づくりを推進する、と。

下の取組内容を見ていただきたいと思います。取組の③につきましては、快適に買い

物ができる商店街づくりの推進ということで、商店街のアーケードやカラー舗装などの施設整備に要する経費の一部を支援することにより、区民が便利で快適に買い物ができる環境づくりを進めます、と。また、区が実施する「杉並区心のバリアフリー協力店」などの取組により、障害者や高齢者、小さな子ども連れの方など誰もが利用しやすい商店街づくりを推進します、としています。

こちらにつきましては、アーケードやカラー舗装というのは、来年度以降、施設の老朽化に伴って改修をしていかなければいけない商店街がもう既に幾つか出てきてございまして、そういった、ハードの部分の改修に要する経費等を支援していくことが重要だろうというところで重点にも位置づけてございまして、しっかり取り組んでいきたい。

後段の「杉並区心のバリアフリー協力店」につきましては、現在の計画にも書いてございますが、心のバリアフリーの推進というところでは、引き続き取り組んでいく必要があるというふうに記載してございます。

続きまして、取組の④番、安全・安心で環境にやさしい商店街づくりの推進ということで、こちらも答申案のほうでも記載させていただいてございますが、それを踏まえてという記載になってございます。防犯カメラの新規設置や、今後増加する見込みの既存カメラの更新とともに、LED化した装飾灯の維持管理等に要する経費の一部を支援することにより、安全・安心で環境にやさしい商店街づくりを推進しますというふうに、こちらにつきましても、引き続き防犯カメラ、またLEDの装飾灯、そういった設備に関する経費をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、見直しのポイントの三つ目のポチ、取組の⑥でございますけれども、創業支援の拡充ということで、産業実態調査で明らかになった後継者不足や空き店舗といった商店街の課題解決に向けて、創業者の空き店舗活用や商店街への新規加入を促進することで、商店街に新たな人材を流入させ、商店街の更なる活性化を図るということで、下のほうです、取組⑥の内容を見ていただければと思います。

こちらにつきましては、先ほどの【1】の中小企業分野の再掲という形になるんですが、中小企業分野の取組と連携するような形で商店街の活性化を図っていきたいということで、商店街分野としては新規になります。地域の活性化や区内産業の発展、雇用創出が期待できる創業者に対して、相談員によるきめ細かな相談やアドバイスを実施するとともに、創業当初に必要な経費の一部を支援することで、自立的かつ持続的な経営に取り組む事業者を支え、区内の創業を促進します。合わせて——ここからは商店街が絡んできますけれども、

創業者による空き店舗の活用や商店街への新規加入を促進することで商店街の活性化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

見直しのポイントの最後の四つ目のポチ、取組の⑦でございますが、キャッシュレス決済の普及やI o Tを活用した経営など、社会経済環境が急速に変化してきており、今後の商店街のデジタル化推進策について、商店街などの関係団体と区が連携して検討を進めていくということで、たたき台の取組の⑦でございますが、商店街のデジタル化推進策の検討と。こちらも新規ということですが、キャッシュレス決済の普及やI o Tを活用した経営など、社会経済環境の変化に合わせた商店街のデジタル化推進策について、商店街などの関係団体と区が連携して検討を進めていくというふうにしてございます。

商店街分野の主な見直しのポイントは、以上でございます。

続きまして、5ページ目でございますね。観光・アニメ分野でございます。

見直しのポイントでございますが、取組の①②③、ここは、主に観光情報発信といった取組について重点にしておりますが、これまでの産業団体等との協働・連携による「中央線あるあるプロジェクト」や区民との協働による「すぎなみ学倶楽部」等の取組に加え、プロポーザル方式により選定した民間事業者等を活用して、西武新宿線や京王井の頭沿線などを含めた区内全域の魅力を広く発信していくとしてございます。

下のたたき台をご覧いただきたいと思っております。取組①でございますが、産業団体等との協働・連携による杉並の魅力発信ということで、これが主にあるあるプロジェクトですね、そういったものを継続してやっていきたいと。

また、高円寺阿波おどりなどの杉並ならではの観光資源であるイベント等について、地域の団体としっかりと連携をして、その魅力を更に高めていきたいというふうに考えてございます。

取組の二つ目、民間事業者のノウハウを活用した杉並の魅力発信ということで、こちら、一部見直しということで、審議会のほうでもご議論いただいております、中央線以外ですね、南部や北部といったところのPRについての記載でございます。プロポーザル方式により選定した民間事業者等を活用して、JR中央線に加え、京王線や西武線沿線などの魅力あるイベントや各種史跡、飲食店をはじめとする特徴のある店舗などの情報を発信していきます。また、令和6年度に開園を予定してございます（仮称）荻外荘公園を含む荻窪三庭園などの観光スポットについて効果的な情報発信や案内を行うほか、シェアサイクルなどを利用して周遊性を高めたツアーの実施などを行い、区内全域の「にぎわい」を生

む魅力を発信していきたいというふうに考えてございます。

取組の③番が、「すぎなみ学倶楽部」の記載になりますが、区民との協働による杉並の魅力発信ということで、区民ライターが区民目線で、区の歴史や自然、ゆかりの人、食など、様々な分野の魅力を取材・執筆する区公式ウェブサイト「すぎなみ学倶楽部」により、杉並の魅力を区民と協働して発信していきます。また、区公式の「なみすけ」のInstagramによりまして、区民ライターが収集した杉並の魅力・イベント、なみすけ及びすぎなみ学倶楽部に関する写真を投稿して、来街者の誘致を図ってきたいというふうに考えてございます。

次に、見直しのポイント二つ目、取組の⑥⑦についてです。アニメーションミュージアムでは、これまで多言語表示などのインバウンド対応や体験型展示、区内アニメ制作会社のPR展示などの充実に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した来館者数の回復を図るため、今後、デジタルを活用した展示の充実や区内アニメ制作会社等との一層の連携を図っていくということで、下の部分、たたき台でございますが、取組の⑥と⑦に記載をしてございます。

取組の⑥、アニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出ということで、アニメーションミュージアムを観光資源として捉え、デジタルを活用した展示、企画内容の充実により、大人から子どもまで楽しめる施設にしていきます、と。また、地域イベントへの出張ワークショップやツイッターなどSNSの活用による効果的な情報発信を行って、にぎわいの創出につなげていきたいと。また、経済活性化などの効果をより高めるために、引き続き移転場所を検討していくというふうにしてございます。

取組の⑦が区内アニメ制作会社等との連携の推進ということで、アニメーションミュージアムについて、区内アニメ制作会社等と連携して、新作アニメのPRにつながる展示であったり、プロのアニメーターによるワークショップですね、この辺り、新規の取組になりますが、そういったものをしていきたいというところです。また、アニメ制作過程における「ロケハン」などの協力を通じて、新たな聖地の創出や魅力の向上を図ってきたいというふうに考えているところでございます。

○事業担当課長 最後、農業分野、多面的な機能を有する都市農業の保全ということで、見直しのポイントとしては、取組①について、新たな生産緑地制度を活用した貸借や生産緑地地区の追加指定などを推進するというので、取組①、農地の適正管理ということで、農業委員会、JA等と連携して、農地所有者に対して新たな生産緑地制度を活用した貸借

や生産緑地地区の追加指定などを推進するとともに、こういった制度を活用した取組によって、区民農園やイベント農園などの有効活用に向けた取組を検討して「農の風景・景観」の保全を図ります。合わせて、農地利用状況調査等を実施し、農地所有者に対して必要な指導・助言等を行い、農地の適正管理に努めていきます。

取組②について、これまでの補助制度や農業指導等を継続し、農業関係団体と区が連携して、A I ・ I C Tなどを活用した農作業の省力化や農産物の高品質化について、検討を進めていくということで、重点化としております。

2点目の農業の維持・継続の支援ということで、区内農業を維持・継続するために補助制度について農業者の意見を反映し充実を図り、営農活動を支援します、と。農業の担い手に対する耕作指導や新たな品種栽培指導、資機材等に対する支援、A I ・ I C T等を活用した農業の検討などを農業関係団体と連携して実施していきますということにしております。

見直しのポイントの最後の部分になりますが、取組⑥について、令和3年4月に全面開園した農福連携農園においてこれまでの障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進に向けた取組に加えて、地域・区民との連携により都市農地の持つ多面的な機能の更なる発揮及びPRを図るということになってございまして、例えば子ども食堂ですとかサロン活動、子どもから高齢者まで楽しみながら参加できるイベント等を区民・地域と連携して事業を実施していくということで、重点としてございます。

○産業振興センター次長 それでは、最後のページ、7ページ、ご覧いただきたいと思っております。

最後は計画の推進に向けてということで、①②で事業者・産業団体・区との連携であったり、計画の進捗管理について答申案と同じような表現を最後入れさせていただいて、しっかり計画を推進していくといったことを記載しております。

次に、その下、計画改定後の分野別指標ということで、指標について少し記載をさせていただきます。

見直しのポイントでございまして、二つ、ポチがありまして、一つ目、新たな総合計画・実行計画等における成果指標との整合性を図るとともに、重点的な取組内容の進捗を把握できるよう、各分野二つほど指標を設定してございます。

二つ目、各分野において、取組の成果を経年で把握できる指標を設定してございます。

まず、中小企業分野ですが、一つ目は「商工相談窓口の満足度」でございます。こちら

につきましては、今、指標として数字を持ってごいませんので、今後、試行的にアンケートをさせていただいた上で、適切な数値というのを設定していきたいというふうに考えてございます。二つ目は、「創業支援による創業者数」ということで、これは継続の指標になりますけども、引き続きそういったもので創業促進に関する取組の成果を捉えていきたいというふうに考えているところでございます。

二つ目、就労分野でございますが、一つ目は「就労支援センターの利用により就職が決定した人数」と。こちらは現在の指標を継続するような形でございますが、引き続き目標を掲げていきたいというふうに考えてございます。二つ目、「就労支援センター若者就労支援コーナー（すぎJOB）及びジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）の満足度」ということで設定してございます。

三つ目、商店街分野について、一つ目は「商店街のイベントに参加したことの区民の割合」ということで、区民意向調査を実施した上で、イベントに関する施策の成果として図っていきたいというふうに考えてございます。二つ目は、商店街の買い物環境。これは、主にハードの、例えば防犯カメラであったり、装飾灯であったり、そういったものの取組の成果として、「商店街の買い物環境に満足している区民の割合」と。こちらは数字を持っていませんので、中小企業分野と同様に、アンケート調査を試行した上で、適切な数値を設定していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、四つ目、観光・アニメ分野でございますが、一つ目が、「区が発信する観光情報を観た人のうち杉並区を訪れたいと思う人の割合」ということで、区の取り組んでいる観光情報発信の成果がどの程度実際の来街者誘致に寄与しているかというのを測っていきたくて考えています。こちらは今、数字がありませんので、試行的にアンケートをやった上で、適切な数値を設定していきたいというふうに考えてございます。二つ目は、「アニメーションミュージアム来館者数」。これは、引き続き来館者数の回復ということを目指してございますので、それに向けた数値を設定しているといったところでございます。

5番目が農業分野でございます。①と②の順番が逆になってしまっているんですけど、表のほうを見ていただくと、①が「区内農地面積」ということで、こちらの目標を設定しています。また、二つ目は、「区内農業産出額」ということで設定しております。こちらにつきましては、現計画の目標を引き続き設定していくといったところで考えてございます。

以上、区のほうからの説明でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

改定後の計画の取組内容につきましては、現計画を基本的に踏襲しながらも、重複部分を整理統合して、大変分かりやすい形になっていると思います。皆様の、この点につきまして、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

○委員 はい。まず、答申の素案のところで、中小企業について急速に多様化する中小企業の課題ということで、特にM&Aなどを視野に入れた事業承継への支援策について検討していくといったような文言が書かれているんですけども、こちらの中小企業のところを見ると、ちょっとその辺が織り込まれていないのかなと。

なぜ、それを申し上げましたかといいますと、これからやっぱり後継者の問題というのは、この先9年間を考えたときには、かなり、今以上にいろいろ出てくると思うんですね。ですので、やっぱりそこを、区内の事業をなくさないためにも、やっぱりM&Aとか、何か救ってあげるような手だてというのは、つくっておいてあげたほうがいいのかなというふうに思いますので、ぜひ、この中小企業分野のところにも、M&Aの件を少し、どこの何番に入れるかは別としても、何か盛り込んだほうがいいのかなというふうに思います。

以上です。

○事業担当課長 直接的なちょっと言い方はしていないんですが、やはりそこは区のほうで解決できることではないというふうに考えてございますので、商工相談窓口の充実、ここでしっかりと、そういったご相談があった場合に、例えば、東商さんのほうでやっている事業承継ですとか、人材バンクといったところにしっかりとつなげていくことも考えていけたらなというふうに考えています。

で、その部分に、今ご指摘もありましたので、そういった相談も今後増えていくということを前提としながら、そういった相談も含めて窓口で対応していきたいということをおっしゃると入れる必要はあるかなと考えてございます。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 今のご指摘のように、各分野に盛り込むべき内容につきまして、お気づきの点がありましたらご指摘いただいても構いませんので、お願いいたします。

○委員 中小企業分野のところで、「情報通信技術を活用」と書いてあるんですけども、これから急速にこの10年間でデジタル化って、もう僕らでもついていけないぐらい、すぐ

くなっているんですね、実際は。例えば、助成金の審査なんかをやっていると、半分ぐらいはもうIT、AI活用とか、そういう事業者がいっぱい出てきているわけです。それでこの程度でいいのかなというか、産業なんで、デジタル化に対応するというのは、もっと大きく出してほしいなという気持ちが私としてはあるんですけども。IoTって出てきた農業とここの中小企業と商店街のデジタル化というのが一部出ていると思うんですけども、それぞれの分野で、もっともっと出してほしいなというような気がします。やっぱり10年先のことを見越してやらなきゃいけないんで、すごい変わってきちゃっていると思ってるんですね。逆に、多分、そうはいつでも、中小企業にしても商店街にしても、ついていけない状態だと思うんですよ、これから5年先、10年先でも。だから、区が率先して、そういう支援をしていってほしいなという気がすごくしています。

はっきり言って、商工相談窓口でどこまでできるかというのは、非常に我々も、もちろん理論武装なり、きちっとしたスキルを身につけなきゃいけないんでしょうけれども、それも含めて、じゃあ、区と一緒にあって、こういう商工相談窓口でそういうデジタル技術についてプロフェッショナルが育成できるような。商店街アドバイザーでもそういう派遣をもっとできるような体制をつくっていかなくちゃいけないのかなというような気はしています。

それともう一点ですけど、取組後の創業支援の拡充なんですけど、創業をする支援はいいんですけども、その後の事業の継続をする支援。創業者って、そのときは創業するから、勢いよくやるんですけども、その後、ちょっとやばくなったときに相談に来るかという、なかなか来ない。どこにも相談できないということが間々あるんですね。

例えば、この間もちょっと某信用金庫の理事長と話したら、絶対銀行には来ないよね、と。特に、お金のことなんかだと。それで、税理士さんにもちょっと躊躇するなど。じゃあ誰にするんだと。例えば個人的に親しくしている創業者とか、僕なんかには来ます、はっきり言って。「資金繰りで困っちゃっているんだけど、どうしよう？」とか。そういうアドバイスは、何かいつの間にか無料でやっているんですけども、そういうのをやっています。ただ、本当に、そういう創業者が、1年後、2年後、3年後、まあ、3か月、3年の危機とよく言いますが、そのときに相談できるような体制ができたらいいなというような気がしています。今、どうしても、創業するまでの支援で終わっちゃっているような、そんな気がするんで、その後の支援というのをちょっと。

○事業担当課長 そこがしっかり分かるように、実は商工相談窓口の充実は、そういった

ことも含めて、充実ができればなということ考えてはいます。なので、相談はちょっと二つ、機能、創業の相談もあれば、経営アドバイスもあれば、商工相談もあれば、融資のあっせんもあればということであるんですが、やはり肝になるのが取組①になるのかなというふうには考えております。

○委員 そうですね。特に、創業者は、いっぱい悩みを抱えたまま行っているケースがすごく多いと思うんですね。そういう意味では、それがあある仕組みの中で、いつでも来ていいんだよという、そういう仕組みができていいるんだよというのがあるれば、もっとうまくいくのかなというような気がしています。

○事業担当課長 はい。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

あと、この商店街のデジタル化って、すごくいいと思います。キャッシュレス、キャッシュレスといってもなかなか、と言いつつ、今、もうやっぱりコロナ禍でキャッシュレスが当たり前になっているんで、もっと率先してできるような、そういう支援策を考えていただきたいなと思います。このバリアフリーとかというのも大事だと思います。

例えば、僕が住んでいる阿佐谷のパールセンターとか、結構椅子を今いろんなところに置いていて、お年寄りが結構座っているんですよ。あれって、パールセンターで置いていいるんですけども、すごくいい仕組みだなと。そこで何かおばあちゃん2人で話をしているととかというのは、すごくいいなというような気がするんです。これを充実すると、商店街も活性化するよな、そんな気もしますね。やっぱり、人がそこに集まってくるから。そういう意味では、やってほしいなというような気がしますね。

あと、観光・アニメ分野。ぜひ、西武線と井の頭線も。そうはいつでも、私、あるあるの実行委員なんですけれども、ぜひ、あの形でやっていただきたいなと思います。

あと、この区内アニメ制作会社との連携というのは、これはやっぱりロケハンの協力とかはすごくいい話だと思うんで、特に、本当の制作会社、下請、孫請じゃなくて、制作会社って、幾つもないんですよ、杉並には、実は。でも、そこにきちんとアプローチができれば、それこそ聖地ができるのかなというような気がします。

あと、こちらの最後の7ページ目で、中小企業分野の、創業支援の創業者って、これ、どうやって拾っているんですか。

○事業担当課長 杉並区の特定制業支援等事業を活用された方ということで、今年度で言えば111件。その中に民間がやっているセミナーを活用した方々もいらっしゃいますし、

融資を受けたという方もいらっしゃるという数字が111というところなんです。

○委員 ああ、そうなんだ。分かりました。特定創業支援。

○事業担当課長 特定創業支援等事業ですね。で、うちのセミナーもありますので、セミナーほか、セミナーを受けて計画をつくりました。

○委員 その後、全く区の制度を使っていない人はカウントされないんですよね。

○事業担当課長 そうです。

○委員 でも、それも多いですよね。

○事業担当課長 そちらのほうが多いんですよ。実際には多いんですが、つかめないというのが現状の課題というところではあります。

○委員 ですよね。だから、どうやって拾ったのかなと思って、ちょっと疑問に思ったんです。特定創業でね。何かいい方法があればいいな。以上です。

○部会長 その他、いかがでしょうか。

○委員 はい。農業なんですけど、過去10年、農家の減少が36戸、22%、農地面積は10ヘクタール減少しました。これ、21%。多分相続によって農地が失われた可能性が高いと思っています。ここから、未来、10年になると、ここでまた世代交代が起こりまして、大分農地が減ってきてしまうのかなと思っています。

そこで、それを食い止めるために、担い手、後継者の育成をどうしてもやっていかないと、減少が激しくなると思っています。農業者の後継者の育成をもうちょっと何とか応援できるような施策があればいいのかなと思っています。

で、この取組の①②を進めるためには、農業者の育成、あと農地法が変わりまして貸借ができるようになりました。今、現状で、貸借によって、新規、他産業からの就農は、ちょっと今のところ難しいのかなと思うんですけども、10年先にはどんな感じになっているかは分からないんですが、その辺、もうちょっと新規就農及び後継者、担い手の育成をぜひとも強力にアピールしていただきたいと思っております。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

課長、何かございますでしょうか。

○事業担当課長 そうですね。今回、今回の①の農地の適正管理の部分と、②の農業の維持・継続の支援を重点に置いているというのは、まさに言われたところが肝になってくるのかなということで考えています。新制度をうまく活用して、少しでも農地が残る方法を

模索するということもありますが、担い手ですね、そういった工夫というのも考えていかなければいけないということで考えています。農業委員会のほうも含めて意見交換を行いながら、いろいろな方策を考えていく必要があるかなど。

○委員 はい。何かありましたら、いい施策を打っていただきたいと思っています。

○事業担当課長 ですね。まずは、新しい制度を使って、新しいことがまだ進んでいないというところがちょっと課題にはなっているかと思っております。

○委員 そうですね。全くまだ、貸借のマッチングもできていないんで、その辺も含めながらお願いしたいと思っております。

○事業担当課長 はい。

○部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

○委員 ええ。よくまとめていただいているんで、私はもう、これで十分な内容だと思っています。

○部会長 なるほど。ありがとうございます。

それでは、これで意見として、これをまた次回にまとめていただいて検討していきたいと思っておりますので、今日はどうもありがとうございました。

議題としては以上となりますので、また、事務局から、次回以降の説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。本日、お疲れさまでございました。次回、第3回目につきましては、12月15日水曜日、午後3時から、本日の会場と同じこちらで予定をさせていただきます。

それ以降、第4回の計画改定部会、第4回は検討部会を行った後に、そのまますぐ親会ですね、第2回の産業振興審議会を行いまして、その場で答申をご議論いただくというところで、今考えてございます。

第4回目につきましては、現在、日程調整中でございますので、また日程が決まり次第、ご連絡さしあげたいというふうに考えてございます。

次回につきましては、先ほどお話ししましたように、計画の、少し冊子に近い形でお出しさせていただきまして、次回12月15日が終わりましたら、親会の方全員含めて、今こんな感じで進んでいますのでご意見くださいと。そして、1月から2月ぐらいに行われる計画改定部会にその結果も踏まえてご報告して、その後、親会を開くというふうに考えてござ

いますので、引き続き、お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。